

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 5 年 6 月 30 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 横 井 雄 一

奈 監 第 33 号  
令和 5 年 6 月 30 日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様  
奈良市議会議長 北 良 晃 様  
奈良市農業委員会 長 巽 一 孝 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 横 井 雄 一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は令和 4 年度の財務に関する事務の執行について実施したため、監査対象は旧組織名で表記しています。

1 監査対象

環境部 廃棄物対策課 衛生浄化センター 収集課  
土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）  
環境政策課  
都市整備部 都市計画課 都市政策課 交通バリアフリー推進課

J R 新駅周辺整備推進課 J R 奈良駅周辺整備事務所  
西大寺駅周辺整備事務所  
建設部 土木管理課 地籍調査室 道路インフラ保全課 道路建設課  
農業委員会事務局  
(企業局)  
事業部 給排水課 下水道事業課

## 2 監査期間

令和 5 年 4 月 7 日から令和 5 年 6 月 29 日まで

## 3 監査方法

令和 4 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 5 年 2 月末日現在（企業局については、同年 3 月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施しました。

## 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

廃棄物対策課

### 【指摘】

し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、令和 3 年度決算における収入未済額と令和 4 年度当初における滞納繰越の調定額が一致していなかった。

滞納繰越の調定は、前年度決算の収入未済額が確定した後、その額をもって行うものであることから、所管課は、収入未済額と調定額が一致しているかどうかの確認を確実にを行った上で事務処理を行われたい。

## 衛生浄化センター

### 【指摘】

予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を 1 者からしか徴取していない事例があった。

奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43 号)第 18 条の 2 の規定に基づき、2 者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。

### 【指摘】

長期継続契約で締結されている衛生浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

## 収集課

### 【指摘】

令和 3 年度の定期監査で指摘した臨時職員が退職する際における賃金の一部返納に係る債権について、その後の状況を確認したところ、債権管理台帳の整備は進められていたが、催告書発送履歴の記載漏れがあるなど不十分な点が認められた。加えて、令和 4 年度には催告書の発送等の納付交渉がされていなかった。

催告書の送付等の債務者との納付交渉を適切に行った上で、経過を台帳に逐次記録し、債権回収に努められたい。

### 【指摘】

予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を 1 者からしか徴取していない事例があった。

奈良市契約規則第 18 条の 2 の規定に基づき、2 者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。

環境政策課

**【指摘】**

長期継続契約で締結されている土地賃貸借契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

**【指摘】**

奈良市自転車駐車場の管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した備品の所有権は市に帰属するものとされているが、所管課は指定管理者が購入した備品の確認を行っていない。

このため、指定管理期間開始当初からの状況を確認したところ、平成30年度に備品が購入されており、備品台帳への登録が漏れていることが判明した。

所管課においては、今回の調査で明らかとなった備品について、現物を確認した上で速やかに登録を行い、市の財産として適切に管理されたい。

**【指摘】**

奈良市自転車駐車場の定期使用料の免除について、所管課は使用料免除決定通知日ではなく使用料免除申請日を実質的な免除開始日としていた。

奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和59年奈良市規則第45号）第9条において、利用者が障害者手帳を保有するなどの場合は定期使用料の免除が認められており、その場合、使用料免除申請書の提出を受け、審査した上で使用料免除決定通知書により申請者へ通知することとなっているため、免除開始日は通知日以降となる。

課の説明によると、利用者が障害者手帳を保有する場合、例外なく免除の取扱いとなり、申請時に手帳を確認することで免除の判断が可能であるため、運用上申請日から免除を行っているとのことであったが、申請の受付は指定管理者が行っており、使用料の免除は一定の審査が伴う行政処分であることから、免除の決定は通知書によってのみ行われるべきものである。

なお、このことは指定管理者制度以外の運営形態においても、同様に言えることである。

同施行規則に基づき、適正な事務手続を行われたい。

**【指摘】**

契約金額が 20 万円以上 50 万円以下の施設修繕及び機械器具修繕において、請書を徴取していなかった。

請書は相手方が業務を受注したことを証明する重要な書類であり、奈良市契約規則第 21 条第 2 項において、契約金額が 20 万円以上のものについては徴取が必要であると規定されている。

請書の必要性について十分に理解の上、契約規則に基づき適正な契約事務を行われたい。

都市整備部

都市政策課

**【指摘】**

設計金額が 5,000 万円以上のスケートボードパーク整備工事において、奈良市契約規則第 23 条第 2 項第 7 号により契約保証金を免除していた。

同号は随意契約を締結する場合の契約保証金の免除について規定されたものであるが、建設工事の場合、受注者側が契約を履行できなくなった際に発注者側が被る損害が大きいことから、同項第 1 号、第 2 号又は第 6 号のいずれかに該当する場合にのみ契約保証金が免除できるとされている。

同規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

交通バリアフリー推進課

**【指摘】**

予算額が 1,000 万円以上の妊婦外出支援タクシー事業委託において、予定価格の決定を課長が行っていた。

これは、当該委託が単価契約の方法により締結されていることから、予定価格の決定者を 1 回当たりの単価で判断したことによるものであった。

予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領（平成 23 年 9 月 1 日施行）第 3 条第 2 号に、1 件の見積金額が 1,000 万円以上の契約における予定価格

の決定者は次長職以上と規定されており、単価契約の場合、1 件の見積金額を予算額に読み替えて運用されていることから、当該予定価格の決定者は次長職以上となる。

同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。

#### 【意見】

バス事業者燃油価格高騰対策支援金の算定について、算定根拠の項目となっている「路線バスの本市区域の運行に係る平均燃費」を算出するに当たり、「実車走行キロ」を「軽油使用量」で除して算出していた。

バス事業者から提出された資料には、営業中に走行した距離である「実車走行キロ」と、それに加えて事業所から停留所に向かうなど回送中の走行も含んだ距離である「総走行キロ」が記載されていた。「軽油使用量」は「総走行キロ」を走行するために使用した軽油の量とのことであったため、平均燃費は「総走行キロ」を「軽油使用量」で除して算出する必要があったと考えられる。

本支援金は、燃油価格が高騰する中で、市民生活及び経済活動を支える公共交通事業者の事業継続に資することを目的として交付されていることから、支援としての側面が大きいものの、公費からの支出を行う以上、所管課はその額の適正性について説明責任を果たされるよう努められたい。

#### J R 新駅周辺整備推進課

#### 【指摘】

奈良市八条・大安寺周辺地区における調査設計等業務委託に伴うプロポーザル審査委員会について、委員として市職員である部長 2 名が任命されていたが、審査当日は両部長が公務のため欠席し、各部の次長が部長の代理として出席し審査を行っていた。

附属機関であるプロポーザル審査委員会の委員は、当該委員会の設置目的に照らし、経歴、識見等から判断して最もそれに合致する人物が任命又は委嘱されるものであることから、当該委員会の構成員ではない者が、その構成員に代わって代理出席することは認められていない。

附属機関の構成員が会議に出席できない場合は、欠席扱いとするなど、適正な運営を行われたい。

## 【意見】

附属機関であるプロポーザル審査委員会委員に市職員が任命されている事例が見受けられた。

奈良市附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関する指針(平成27年2月作成)において、附属機関の委員を選任する場合は、第三者機関としての位置づけを踏まえ、一定の場合を除き、市職員を選任しないこととされている。

全ての附属機関設置所管課においては、その趣旨を踏まえ、委員の選任を行われたい。

### J R奈良駅周辺整備事務所

## 【意見】

J R奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う現場技術業務委託については、市の技術職員の不足を補うために、積算補助、監督補助及び工事管理業務を受託者の現場技術員がJ R奈良駅周辺整備事務所内において行っている。当該受託者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定されている秘密を守る義務がなく、さらに、市が発注する他の契約の受注者にもなり得る立場でもあることから、情報漏えい等のセキュリティ面でのリスクが高い点で問題があると考えられる。

また、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、業務委託の場合、受託者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方(発注者)から独立して処理するものであることとされているため、労働者派遣との違いに留意する必要がある。

このことは、以前から問題点について意見しているところであるが、抜本的な改善は図られていない。受託者の技術員が市の事務室内で業務を行う現状の委託形態は、上記のようなリスクがあり望ましい状況ではないことから、現状の解消に努められたい。

### 西大寺駅周辺整備事務所

## 【指摘】

設計金額が5,000万円以上の西大寺東線他街路改良工事において、奈良市契約規則第23条第2項第7号により契約保証金を免除していた。

同号は随意契約を締結する場合の契約保証金の免除について規定されたものであるが、建設工事の場合、受注者側が契約を履行できなくなった際に発注者側が被

る損害が大きいことから、同項第 1 号、第 2 号又は第 6 号のいずれかに該当する場合にのみ契約保証金が免除できるとされている。

同規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

#### 【意見】

契約保証金については、奈良市契約規則第 23 条第 2 項において、免除できる要件が規定されている。

建設工事における契約保証金を免除する場合、同項第 1 号、第 2 号又は第 6 号のいずれかに該当する必要があるが、今回の定期監査において、それ以外の号により契約保証金を免除している事例が 2 件確認された。

これは所管課における認識不足とともに、契約規則の規定が不明瞭であることが原因と考えられる。

このことから、契約制度所管課において、契約規則の規定の見直しや運用基準の作成等を行い、周知を図られたい。

#### 建設部

##### 土木管理課

#### 【指摘】

道路占用料に係る納付書について、納期限が納付書発行の翌月末となっており、中には納期限の記載がないものもあった。

納入義務者への通知は、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき納入の通知をする日から 20 日以内の納期限を定めて行われたい。

#### 【指摘】

道路占用料の減免について、減免申請書を徴取しておらず、結果として減免の可否に係る意思決定もされていなかった。

これは、本来占用料の減免に当たっては、減免申請書を徴取し、その内容を審査し、減免の可否の意思決定がされるべきであるが、道路占用料の免除手続の規定が定められていないことが原因であると考えられる。

道路占用料の減免について、速やかに免除手続について規定するとともに、適正な決裁処理を行われたい。

### 【意見】

奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）別表の規定を準用し、行政財産使用料を算定している各課において、別表の備考欄にある「1 件の占用料の額」の解釈を許可申請書に記載の物件を全てまとめて 1 件としている課と物件ごとに 1 件としている課があった。

許可をする課によって使用料の算定基準の解釈が異なることは、公平性を欠く取扱いであることから、条例所管課において市全体で統一的な取扱いとなるよう対応策を講じられたい。

(企業局)

事業部

下水道事業課

### 【指摘】

下水道事業受益者負担金において、消滅時効が成立した債権の不納欠損処分を行っていない事例が見受けられた。

下水道事業受益者負担金は、3 年にわたって納付することとなっており、時効期間の経過をもって自動的に債権が消滅する公債権であることから、各年度に納付がなかった場合、3 年にわたって順次債権が消滅する。

しかし、所管課では、3 年分の債権が全て時効となった後にまとめて不納欠損処分を行っていた。

不納欠損処分は、債権管理を行う上で重要な手続であり、決算額にも影響することから、債権が消滅した年度において適宜行われたい。